

佐倉市補助金検討委員会意見書(イメージ)

I はじめに

1. 佐倉市における補助金等の見直し

①見直しの経緯

佐倉市における補助金及び交付金(以下「補助金等」といいます。)の見直しは、平成8年度における新行財政改革システム推進大綱での取扱方針の決定から始まり、平成23年度における補助金等検討委員会の議論と評価に基づく提言に至るまで、長期にわたり取り組まれてきました。それらの概要としては、以下のものが挙げられます。

(1)新行財政改革システム推進大綱(平成8年度)

- ・全ての補助金等の終期を平成15年度末までに白紙検討することを決定

(2)行政改革推進計画(平成13年度)

- ・「補助金・交付金等の適正化」を位置づけ、団体の主体的な運営を促進する見地から、個々の補助金等について価値性(メリット)、公平性、公正性及び効率性等の全体的な点検を行うとともに、「受益者の適正な負担や経費削減努力などを要請し、より一層の適正化に務める」ことを目標として設定

(3)補助金検討委員会(平成15年度～平成18年度)

- ・既存の補助金等について審査し、交付内容や整理統合、廃止について提言が行われるとともに、平成18年には現行の補助金等交付基準を策定

(4)行政活動成果評価懇話会(平成20年度)

- ・交付基準に適合していないもの、運営費補助、成果及び必要性について検討が必要なものの、分類区分・補助率等の見直しが必要なもの、目標値の設定方法などについて問題点を指摘

(5)補助金検討委員会(平成23年度)

- ・既存の補助金等についてヒアリングを含む再点検を行い、補助事業制度を再検証の上、交付基準の見直し、PDCA サイクルの運用、情報開示による透明性の確保等について提言

②見直しの効果

平成23年度に設置された補助金検討委員会では、すべての補助金についてチェックシートを作成し検証作業を行った上で、そこで浮き彫りになった補助金の現状と課題について整理

を行いました。

完成した意見書では、個別の補助金等について問題点や見直すべき方向性について具体的な指摘がされるとともに、補助金等の今後のあり方について「参加率の低い補助事業については、参加率の向上が必要である」「交付実績が無いものは、原因を分析し、意義が薄れているものは、廃止を含めた見直しが必要である」「目標値の設定は、適正かつ厳正な値となるよう十分に検討すべき」などの提言が行われました。これに伴う補助金等の見直しの効果としては、以下のものが挙げられます。

(1)市の行政運営における効果

・補助金検討委員会(平成23年度)の提言に基づく見直し額

交付額 ●●●千円(一般会計のうち●%)

(2)交付団体における効果

2. 今回の補助金見直しの視点など

①佐倉市財政の方向性

(1)佐倉市財政の将来における展望

社会の成熟に伴い行政需要は多様化する一方で、地方分権の推進により自治体で行うべき業務の種類や内容も拡大しています。しかしながら、人材・財源などの行政資源が限られている現状で、これらをどのように活用して行くか、市の財政運営は、長期を見通した舵取りを迫られています。

(2)人口減少社会と補助金

急激な少子化という過去に経験したことのない人口減少社会が我が国に到来するため、自治体では生き残りをかけた戦いが始まっています。高齢市民を支える日本の生産人口(15歳から65歳未満の労働力の中核をなす人口層)は、2050年には2005年と比較して41.6パーセントの減少になることが想定され、これによって、自治体の予算規模は人口構成の上からいっても縮小の一途をたどることになるからです。

日本の人口減少は今後の自治体運営に大きな影響を及ぼし、自治体は政策と予算をどのような視点で組み立て、改革を進めていくかについて十分な検討が必要となっています。

【参考】 国立社会保障・人口問題研究所による試算

佐倉市人口 ●人(平成●年)→●人(平成●年)

②補助金見直しの視点

地方自治法232条の2には「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、

寄附又は補助をすることができる」と規定されており、補助金等の交付は、各種の行政上の目的の達成のために行われています。

地域の活性化のためには、地域資源の発見や活用、さらには人づくりや魅力ある地域空間の創造が不可欠であり、市・県・国など行政のほか、市民や事業者、研究機関等が政策研究、政策開発等を行い、地域における知恵の結集を図る必要があります。これらの目的を達成するため、補助金等の効果的な活用については引き続き期待がかかっています。

ただし、補助制度には、交付される団体等において、補助制度への過度な依存や、行政の関与に起因する自主性・創意工夫の制限、申請・交付手続や資料の要求に関する事務量の増大が懸念されることには留意が必要です。

当委員会では、前述の佐倉市財政の方向性を踏まえ、今回の補助金等の見直しに関し、前回委員会の提言を引き続き指針とした上で、以下に掲げる視点から改めて検証を行いました。

これら見直しの基準は、補助金等の交付に係る事業実施において引き続き留意するとともに、今後新たな補助事業の実施に際しては各所管部署での指針としてください

(1)役割を終えた補助金等の整理

法整備や社会情勢の変化により、制度開始当初の目的を達成し、又は当初に比べてその意義が薄れてきたと考えられるものではないか。

(2)少額である補助金等の整理

少額であり財政的支援の理由も乏しく、かつ効果も薄いと思われるものについては、廃止又は段階的な縮小を検討すべきではないか。

(3)直接執行と補助金等の交付

団体等が行う事業に対して補助金等を交付するよりも、市が直接執行する事業とした方が、行政目的を効果的に達成できると考えられるものではないか。

(4)補助金等の適正な執行

実績報告から経費の使途が適正であると認められるものであるか。会費など適切な受益者負担があるか。

(5)補助金等の人件費補助

人件費を補助対象とする場合、その必要性和対象額は妥当であるか。

(6)補助金の効率性と効果

広く市民生活の向上に寄与するものであるか。また、補助に頼ることなく自主自立が可能であるものではないか。

II 補助金の現状と課題

1. 補助金の執行に関する現状

前回の補助金検討委員会(平成23年度)では、今後望むべき補助金のあり方へ向け以下の提言が行われており、これに対し市が進めてきた内容としては、それぞれ以下のものが挙げられます。

①補助事業の制度設計の再検証

--

②交付基準の見直しに向けて

--

③PDCAサイクルの運用を実効性あるものに

--

④十分な情報開示

--

2. 今回の検証により見えてきた課題

佐倉市の補助制度が引き続き政策目的の実現に寄与する制度であり続け、また、より高い効果を発揮するため、今回の委員会による検討を経て、現状の補助制度に見えてきた課題としては、以下のものが挙げられます。

- ①補助対象経費として食糧費が含まれている補助金がありますが、これは無制限に対象経費とすべきではなく、一定の基準が必要であると思われます。

Ⅲ 補助金等に対する意見

1. 個別の補助金に関するもの

個別の補助金について書類審査を進める中で、課題があるもの、または課題の有無を確認する必要があると判断したものについては、所管部署へのヒアリングを実施しました。

その結果を踏まえ、以下のとおり提言します。

①廃止

近年において支給実績がなく、社会情勢の変化等により、制度開始当初の目的を達成し、又は当初に比べてその意義が薄れてきたと考えられるものです。

No.70 佐倉市林業振興事業補助金

--

No.71 佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金

--

②直接執行

団体等が行う事業に対して補助金等を交付するよりも、市が直接執行する事業とした方が、行政目的を効果的に達成できると考えられるものです。なお、市が直接執行する事業として予算計上する際は、行政目的が効率的かつ効果的に達成できるよう、その内容については精査してください。

No.1 議員厚生事業補助金

--

No.3 佐倉市役所職員共済会補助金

--

No.50 佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金

--

③整理統合

補助制度の整理統合により、行政目的がより効果的に達成できると考えられるものです。

④強化充実

行政目的を達成するため、補助制度の周知や活用等、制度運用に関し一層の強化充実が必要と考えられるものです。

No.20 市民提案型協働事業助成金

--

No.75 佐倉市企業誘致助成金

--

No.8 佐倉市自主防災組織活動助成金

--

⑤補助内容の修正による適正化

行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、補助内容の見直しが期待されるものです。

No.25 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金(人件費分)

--

No.67 佐倉市畜産振興事業補給金

--

No.73 佐倉市商工会議所事業補助金

--

No.80 社団法人佐倉市観光協会事業補助金

--

No.109 佐倉市私立幼稚園振興事業補助金

--

⑥交付制度の見直し

法整備などにより、交付制度の見直しが必要になると考えられるものです。なお、新たな制度設計にあたっては、行政目的の効果的かつ効率的な達成に留意してください。

No.43 認可外保育施設運営費等補助金

--

⑦継続

補助制度として継続の必要性を認めるもので、当委員会における検討の過程において付された意見は以下のとおりです。

No.2 政務活動費

--

No.28 佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給補助金

--

No.54 佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金

--

2. 補助金等交付基準に関するもの

①補助金の検討

補助事業の効果や必要性の見直しを定期的に行う観点から、補助金の検討については3年ごとに補助金検討委員会を開催しています。しかしながら、補助金の中には、政策的な判断を伴うものもあり、基本的には市長の任期と同じ4年間ごとの見直しが適当であると思われます。

②補助金の総事業費と補助対象経費

補助金の対象経費の規定が不十分です。特に、団体への補助金については、その対象経費の中に食糧費が含まれているケースがありますが、その金額や可否については、判断基準を設ける必要があると思われます。

③共通基準

④分類別交付基準

補助率については補助対象経費の2分の1以内を原則としますが、平成23年度の意見書では、施策の推進上、これを超える場合も認めている一方で、その妥当性が理解できるよう、金額の根拠も含めて、明確にすべきと述べられています。当該年度の予算の範囲内で一定の基準に基づき補助金等を支出することについて、市民に対する説明をしっかりと行う必要があります。

3. 手続き等に関するもの

①補助金交付申請書・実績報告書に関するもの

団体への補助金について、団体から提出される実績報告書を見ただけでは、支出内容がわかりにくいものがあり、市の予算科目(需要費、役務費、委託料など)を参考とした費目の分類方法を検討する必要があります。

②補助事業計画書・成果報告書

前回の意見書においても言及されているとおり、事業計画書・成果報告書等については、市民にとってより分かりやすいものとなるよう、様式について更なる工夫が必要です。

IV 今後のあり方

少子高齢化により生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来的には税収の減は避けて通れない課題となっています。これを踏まえ、平成 25 年度の市税の決算額を 100 とし、100 を割り込んでいった場合は、補助金の支出を見直す基準を作成するなど、歳入に見合った補助金行政のあり方を検討してください。